福島県双葉郡大熊町大字下野上字清水四百二十二番十三	山林
福島県双葉郡大熊町大字下野上字清水四百二十二番十四	山林
福島県双葉郡大熊町大字下野上字清水四百二十二番十五	山林
福島県双葉郡大熊町大字下野上字清水六百七番三	山林
福島県双葉郡大熊町大字下野上字清水六百十二番一	雑種地

二　土壌等の除染等の措置の内容

前号に掲げる土地について実施する土壌等の除染等の措置の内容は、次の表の各号上欄に掲げる土地等の種類ごとにそれぞれ当該各号下欄に掲げるものとする。

土地等	土壌等の除染等の措置の内容
一　山林	刈払い、堆積物の除去、再拡散防止措置又は常緑針葉樹の枝打ち
二　原野	刈払い、堆積物の除去、再拡散防止措置又は常緑針葉樹の枝打ち
三　雑種地	イ　未舗装面（土壌）　刈払い又は除草、堆積物の除去又は表土の削り取り及び被覆、再拡散防止措置又は枝打ち ロ　未舗装面（砂利又は砕石）　除草又は除去及び被覆 ハ　舗装面　堆積物の除去、ブラシ洗浄若しくは高圧水洗浄又は削り取り

三　土壌等の除染等の措置を実施する者の氏名又は名称及び連絡先

氏名又は名称	連絡先
環境大臣	福島県福島市栄町十一番二十五号　ＡＸＣビル六階　環境省東北地方環境事務所 福島環境再生事務所除染対策第一課 電話番号　〇二四（五七三）七三三〇

四　土壌等の除染等の措置の実施予定月　平成二十九年八月

五　第一号の表の上欄に掲げる所在地に係る同表下欄に掲げる土地等に関し土壌等の除染等の措置の実施の妨げとなる権利を有する者（次号において「関係人」という。）は、平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法（平成二十三年法律第百十号。次号において「法」という。）第三十条第五項の規定に基づき、この告示の日から三月を経過する日までの間に、第三号の表の上欄に掲げる者に対し、平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法施行規則（平成二十三年環境省令第三十三号）第四十条に定めるところにより、当該土壌等の除染等の措置についての意見書を提出することができる。

六　法第三十条第六項の規定に基づき、この告示の日から三月を経過する日までの間に、関係人から当該土壌等の除染等の措置について異議がある旨の前号の意見書の提出がなかったときは、当該土壌等の除染等の措置を実施することについて法第三十条第二項の同意があったものとみなす。

国会事項

衆議院

質問書提出

五月八日議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

サイバー攻撃による公職選挙の妨害対策に関する質問主意書（逢坂誠二提出）

現行憲法上の自衛隊の位置付けに関する質問主意書（逢坂誠二提出）

自由民主党総裁である安倍晋三氏の法的地位およびその私人としての憲法改正発言に関する質問主意書（逢坂誠二提出）

閣僚等の執務室における受動喫煙対策に関する質問主意書（初鹿明博提出）

議事日程

五月九日の議事日程は次のとおり。

議事日程　第十七号

平成二十九年五月九日（火曜日）

午後五時開議

第一　道路運送車両法の一部を改正する法律案（内閣提出）

第二　銀行法等の一部を改正する法律案（内閣提出）

第三　学校教育法の一部を改正する法律案（内閣提出）

辞令

（庶務部長）衆議院参事　岡田　憲治

国際部長参事新美潤海外出張不在中同部長事務代理を命ずる

秘書課長参事吉田早樹人海外出張不在中同課長事務取扱を命ずる（五月四日）

（庶務部長）衆議院参事　岡田　憲治

国際部長事務代理を免ずる

秘書課長事務取扱を免ずる（五月六日）

参議院

議案付託

五月八日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を委員会に付託した。

水防法等の一部を改正する法律案（閣法第二五号）　国土交通委員会に付託

質問主意書提出

五月八日議員から次の質問主意書が提出された。

環境基本法の観点に立脚した六ヶ所再処理工場の在り方に関する質問主意書（川田龍平提出）（第九九号）

内閣と憲法改正との関係に関する質問主意書（小西洋之提出）（第一〇〇号）

内閣総理大臣と憲法尊重擁護義務に関する質問主意書（小西洋之提出）（第一〇一号）

安倍内閣の憲法改正の必要性の認識に関する質問主意書（小西洋之提出）（第一〇二号）

質問主意書転送

五月八日次の質問主意書を内閣に転送した。

精神保健福祉法改正案の改正趣旨に係る安倍総理の施政方針演説と塩崎厚労大臣の発言に関する質問主意書（足立信也提出）（第九〇号）

関東大震災時に起こった朝鮮人、中国人等虐殺事件への日本政府の関与に関する質問主意書（有田芳生提出）（第九一号）

我が国の農業を支える生態系の保護に関する質問主意書（小川勝也提出）（第九二号）

北朝鮮による弾道ミサイル攻撃への備え等に関する質問主意書（藤末健三提出）（第九三号）

沖縄・地域安全パトロール隊に関する質問主意書（糸数慶子提出）（第九四号）

菅官房長官の憲法改正に係る認識に関する質問主意書（小西洋之提出）（第九五号）

米空母カール・ビンソンとの共同訓練が憲法第九条違反であること等に関する質問主意書（小西洋之提出）（第九六号）

人事異動

内閣

国務大臣秘書官　無津呂智臣

願に依り本官を免ずる（四月二十六日）

〇厚生労働大臣臨時代理

国務大臣　金田　勝年

厚生労働大臣塩崎恭久海外出張不在中内閣法第十条の規定により臨時に厚生労働大臣の職務を行う

国務大臣に指定する

〇国土交通大臣臨時代理

同　山本　有二

国土交通大臣石井啓一海外出張不在中内閣法第十条の規定により臨時に国土交通大臣の職務を行う

国務大臣に指定する